

事業着手前確認書（不動産登記等支援事業）

※空き家バンク登録者用

木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金要綱第3条に定める、「不動産登記等支援事業」の事業着手に先立ち、下記に記載の補助要件等について事前に確認をいたしました。

年 月 日

（補助金申請予定者）

住 所 _____

氏 名 _____

①補助対象経費

- 木城町空き家バンクに登録された、又は登録をしようとする空き家の所有権保存登記、相続登記等にかかる費用として司法書士等に支払う経費。

（補助対象経費例）

- ・ 空き家の不動産登記、相続登記の実施に係る、法務局へ支払う各種登記手数料
- ・ 司法書士や弁護士への登記委託料・不動産登記に必要と認められる現況測量や、測量図作成に伴う土地家屋調査士や測量士への業務委託料
- ・ 相続人全員を特定するための調査で、行政書士等に対して支払う報酬
- ・ 遺産分割協議の代理人として、弁護士に対して支払う報酬

②申請期間

- 事業完了から6ヶ月を経過するまで

③補助率（限度額）

- 補助対象経費に1/2を乗じて得た額（20万円）

④補助要件

- 税・使用料等の滞納がないこと。
 暴力団等でないこと。

- 既に空き家バンクに登録されている空き家にあつては、事業実施後に空き家バンク掲載の取り下げを行わないこと。
- 空き家バンク登録見込みの空き家にあつては、事業実施後速やかに空き家バンクへの登録を行いその後の掲載取り下げを行わないこと。
- 当該事業実施後に相続登記等の登記に関する課題が全て解消され、速やかに所有権移転ができる状態となっていること。（事業に着手したものの相続人の承諾を得られなかった場合などは対象外となります）

⑤補助金申請に必要な添付書類

- 事業実施に係る契約書等
- 事業実施に係る経費を確認できる請求書の写
- 事業実施に係る経費を支払ったことを確認できる領収書又は銀行振込等の写し
- 遺産分割協議書の写し（協議が行われた場合）
- 測量図（登記のための測量等が行われた場合）
- 登記事項証明書
- その他地域政策課に提出を求められた書類

⑥返還要件

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。（全額返還）
- 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。（全額返還）
- 事業実施後に空き家バンクへの登録を行わなかった又は空き家バンクの掲載取り下げを行った場合（全額返還）